消えた年金問題、最後のひとり？ー父・飛田道夫の場合

『むくげ通信』３２２号 2024.1.28 より　　飛田雄一

父・飛田道夫は、1919 年（大正 7）11 月 4 日、鳥取県日野郡根雨生まれ。私の本籍もここにあったので番地まで覚えている。田舎だが、根雨に JR（国鉄）特急がとまるのが自慢だった。

戦争中のことを少しは聞いていた。

飛行機会社に働いていたので戦争に行かなくてすんだ。そこに空襲が何回も来た。どうせ落ちたら死ぬのだとかで、逃げなかった。一度だけ防空壕に避難した。そのときだけ、本当に落ちた。助かった。そのとき逃げてなかったらあんたはいなかったよ、などなど。

私は、川西航空機（現・新明和工業）のことではないかと思っていたが、確かめようがなかった。神戸空襲を記録する会の活動に参加するようになって、その空襲がいつのものか、調べることができたらなあ、と思っていた。

昨年 9 月 15 日の神戸新聞に戦争中に徴用で働いた父の年金を調べ「消えた年金」をとりもどした記事があった。

これだ。年金事務所に問い合わせたら、父・飛田道夫の働いていた工場が分かる。親族ならその申請ができるとのことだ。

9 月 19 日、年金事務所に電話をした。父の生年月日、本籍、川西航空ではないかなどを伝えた。早くも 27 日、年金事務所から電話がかかってきた。その飛行機会社が分かったとのこと。ネットで予約をして一番早い日程、10 月 24 日に訪問した。

なんと、父が働いていたのは川西航空機ではなくて、東京の立川飛行場だった。名前、生年月日で分かったという。そういえば、両親が結婚したのは東京だと聞いたことがある。両親から神戸空襲の体験の話を聞いていたので、飛行機会社も川西航空機ではないか思いこんでいただけのようだ。

●

年金事務所での話は続いた。

父は厚生年金を年 130 万受け取っていたが、そこには立川飛行場の分が含まれていない。その分は年 7 万円になる。したがってその差額分が遺族に支払われるというのだ。父が退職後、死亡（1999.4.13）までの 15 年間分、7 万円×15 年＝105 万円が未払い。そして父の死後・母（飛田溢子、1925.3.17～2005.12.29）が受け取った遺族年金にもそれが 75％分反映される。その期間が 6 年だとすると、7 万円×0.75×6＝315,000 円。すなわち合計 1,365,000 円が支給されることになる。（正式通知が来ていないので金額は概算）

19 くらし 神戸 9/15 2023年(令和5年)9月15

くらし シニア

続 年金をあきらめない 中

姫路市の女性Aさん（1948年生まれ）から、92年に79歳で亡くなったお父さまの年金相談でお電話をいただきました。「父は戦時中に徴用で神戸製鋼所に勤めていて、生前は国民年金だけをもらっていました。母も他界していますが、娘である私が今から請求しても父の年金はもらえるのでしょうか」という内容でした。

私はAさんに調査に必要な書類を郵送しました。Aさんから送られてきた戸籍謄本で、お父さまが92年、お母さまが2011年に亡くなられたことを確認し、調査を開始しました。

お父さまの戦時下の厚生年金記録が見つかれば、国民年金の加入期間に加算できるので、早速、神戸製鋼所の記録を探しました。約5カ月後、お父さまの神戸製鋼所の記録が、1943年7月から45年9月まで見つかりました。

日本年金機構に請求手続きをした結果、Aさんにはお父さまの老齢年金280万円と、お母さまの遺族厚生年金60万円の合計340万円を両親に代わってもらっていただきました。Aさんに振り込み予定の連絡をした際、「当日は記帳した通帳を持って、両親の墓前で報告をしたいと思います。この大切なお金は、天国からのプレゼントとして孫たちにも分けてあげるつもりです」と話してくれました。

ここで、連載の読者からご相談いただいた中で、戦時下の男性の年金記録が見つかった勤務先を紹介します。▽川西機械製作所大久保工場▽川西航空機▽大阪砲兵工廠▽呉海軍工廠―などです。戦時中に飛行機や船の工場で働いていたら、年金が見つかる可能性があります。

ご健在ならかなりのご高齢です。昔の苦労話の中で、「徴用」「軍需工場」などの言葉に聞き覚えがあるご家族は、古いアルバムや資料を見返して、戦時下にどんな働き方をされていたのか確認してみてください。

Aさんのように、亡くなったお父さまの年金を見つければ代わりにもらうことができます。物価高騰が続く昨今だからこそ、もらえる権利のある年金を見直してください。

（社会保険労務士・柴田友郁）

◇次回は22日に掲載します。

亡父が徴用で会社勤務

古いアルバムや資料確認を

父は、戦後印刷会社に勤めたが、人付き合いが苦手でその会社を退職してからいくつかの会社で働いたがいずれも長く続かなかった。私の学生時代には、仕事をしておらず私がパチンコでもらったタバコをプレゼントしたり、お小遣いを渡したりしていた。パチンコは、その程度なら勝てるもの、また当時学習塾をしていた私は高収入であった。1978 年に学生センターに就職したときには給料が減ったくらいだった。父の唯一の趣味は「俳句」。

1995 年、姉と父の句集『自註 飛田道夫 句集』を出版した。代表作は、「初蝶のそのときめきのうすみどり」。自註には「初蝶は黄色が普通と思っていましたが、この時は、淡緑でした。この句は飯田龍太先生の選にはいり、ＮＨＫの俳句誌の表紙にも刷られた思い出の句です」とある。

その句集は残部がないが、今回、記念に国会図書館に一冊入れておいた。

父は、朝に母が起こしにゆくと亡くなっていた。少しよだれを垂らしていて、それをティッシュでふき取ったという。一週間前に母の兄弟と淡路に

行き、父も含めてどんな葬儀ないいかなどをワイワイ話していたのだった。病院嫌いの父には、すばらしい最期だったと思う。「急性心不全 1 時間前、不整脈 14 年」と死亡診断書にある。理想的な死だ。今のところ予定はないが、私もこのように死にたいものだ。

●

「消えた年金問題、数百万件不明」というニュースをよく見た。なんでこんなことになるのかとずっと疑問に思っている。父の徴用（おそらく）時の年金は、このように判明した。立川飛行場だけでも父のような人な相当数いたであろう。その他の全国工場では膨大な数となるであろう。その徴用時の年金記録は残っているのである。調査をすれば父の場合のように、明らかになるはずだ。本気で調査をしていないようだ。遺族が申請をする前に、年金局が名前、生年月日、本籍などをもとに、年金記録を照合すれば、かなりの数の「消えた年金」の支払い先が判明するはずだ。

●

朝鮮人徴用工問題は、今も大きな問題である。日本政府の対応は本当にひどい。（「徴用工」という用語に問題があるがここでは使用）

私は戦時下朝鮮人の未払い賃金、強制貯金の返還問題に関係したこともある。そのとき、そのことが分かった例外的な遺族が未払い金を請求することがあった。そして事実確認ができても「未払金の 50 円を支払います」という「解決」だった。ぜんぜん解決になっていない。遺族も請求する気にもなれないはずだ。当時の物価を考えて考慮する必要があるはずだ。

一方、年金関係では、物価スライドがされている。だから父の場合は未払いの年金が「7 万円／年」となるのだ。

●

私は、むくげ通信 202 号 2004.1.25 に、「報告／在日コリアンの国民年金をめぐる障害年金裁判、そして老齢年金裁判」を書いている。それ以前に金英達が、138 号 1993.5.30 に「研究報告 朝鮮人戦時動員労働者と厚生年金保険」を書いている。また在日朝鮮人の年金問題に関わっていた北原道子も、48 号 1978.5.28 に「時事雑感 在日朝鮮人の国民年金」、57 号 1979.11.25 に「時評 金鉉鈞氏の国民年金裁判」を書いている。

2002 年に公開された「厚生省名簿」（1946 年）にその記録が書き込まれているものもある。金英達の研究報告にその一部が紹介されているので、以下に参考にコピーしておく。

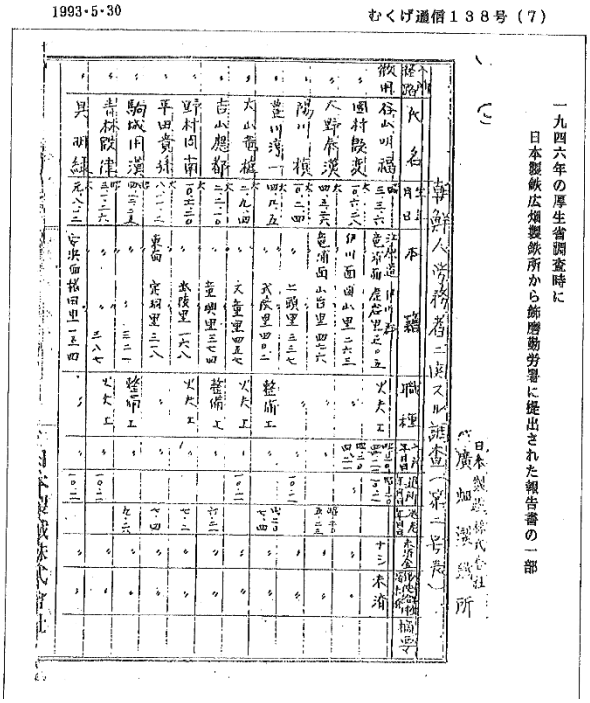
1993・5・30　むくげ通信１３８号（7）

一九四六年の厚生省調査時に
日本製鉄広畑製鉄所から飾磨勤労署に提出された報告書の一部

朝鮮人労務者ニ関スル調査（第二号表）

日本製鉄株式会社
廣畑製鉄所

金英達、むくげ通信 138 号（1993.5.30）「研究報告 朝鮮人戦時動員労働者と厚生年金保険」より

父の場合の「7 万円」にあたるものは、朝鮮人徴用工の場合にも未払い状態にある。朝鮮人の場合、その後に厚生年金の受給がない場合がほとんどなので、「消えた年金」以前に「消された年金」状態になっているものと思われる。未払い厚生年金等の支払いを求めた金順吉さんの場合は、脱会一時金をようやく勝ち取ったがその金額は 35 円であった。（「強制動員問題解決と過去清算のための共同行動」ホームページ・金順吉裁判 30 周年集会報告より）

父が空襲にあった工場はどこかという疑問を解くために始めた調査。それが、「消えた年金」を受け取ることにつながるようである。それはまた、日本政府の朝鮮人強制連行・強制労働の歴史の「隠蔽」の実態をみせてくれるものでもあった。